

鹿屋体育大学体育施設規則

〔昭和60年11月20日〕
規 則 第 2 2 号

改正	昭和61年3月19日	平成13年3月29日	平成28年11月15日
	規 則 第 1 1 号	規 則 第 1 1 号	規 則 第 3 3 号
	昭和62年9月1日	平成15年3月31日	平成31年4月19日
	規 則 第 1 2 号	規 則 第 1 3 号	規 則 第 2 6 号
	平成元年7月19日	平成16年4月1日	令和4年12月23日
	規 則 第 2 号	規 則 第 3 6 号	規 則 第 5 9 号
	平成5年6月24日	平成24年6月4日	
	規 則 第 1 0 号	規 則 第 9 号	
	平成11年3月10日	平成28年6月7日	
	規 則 第 4 号	規 則 第 2 0 号	

(目的)

第1条 鹿屋体育大学体育施設（以下「体育施設」という。）は、本学の授業、研究・実験活動及び本学の主催する行事並びに本学学生の課外体育・スポーツ活動、職員のスポーツ活動に資するとともに、体育施設を広く一般社会に開放し、体育スポーツの普及振興に寄与することを目的とする。

(体育施設)

第2条 この規則で体育施設とは、別表に掲げる体育施設をいう。

(管理運営)

第3条 体育施設は、学長が管理運営する。

(学生委員会)

第4条 体育施設の管理運営に関する事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則第3条に定める学生委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(使用期間及び時間)

第5条 体育施設の使用期間は、1月4日から12月28日までとし、使用時間は、8時30分から21時までとする。ただし、次条第1号及び第2号により使用する場合又は学長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用優先順位)

第6条 体育施設の使用優先順位は、原則として次のとおり定める。ただし、同一の日時に2件以上の使用申込みがあるときは、学生課において調整する。

- (1) 本学の授業、研究・実験活動及び本学主催の行事
- (2) 体育系課外活動団体の体育・スポーツ活動
- (3) 前号以外の課外体育・スポーツ活動
- (4) 職員のスポーツ活動
- (5) その他学長が必要と認めて許可したスポーツ活動

(使用手続)

第7条 前条各号（第1号を除く。）の定めにより体育施設を使用しようとする者は、体育施設使用願（別記第1号様式）を使用予定日の7日前までに提出し、その許可を受けなければな

らない。

- 2 体育系課外活動団体が、前条第2号に定める体育・スポーツ活動を行うことを目的として、長期にわたり前項の使用許可を受けているときは、体育施設使用予定表（別記第2号様式）をあらかじめ提出するものとする。

（使用の特例）

第8条 学生又は職員は、体育施設の使用計画がなく、かつ、前条により体育施設使用の許可を受けた者がいないときは、学生課に届け出て遵守事項に従い、体育施設をスポーツ活動のために使用することができる。

（使用の中止）

第9条 体育施設の使用を許可された者が、使用を中止する場合は、速やかに学生課に届け出なければならない。

（使用許可の取消し又は使用停止）

第10条 体育施設の使用の許可を受けた者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用願に虚偽の記載があったとき、又は虚偽の届け出によって体育施設を使用しようとしたとき。
- (2) 体育施設の使用の許可を受けた者又は体育施設の使用届け出した者が、目的を変更して使用したとき。
- (3) その他本学の規則等に反したとき。

（遵守事項）

第11条 使用者は、体育施設の使用に当たり、別に定める「鹿屋体育大学体育施設使用心得」を遵守しなければならない。

（転貸の禁止）

第12条 体育施設の使用を許可された者は、他の者に一部又は全部を転貸してはならない。

（損害賠償）

第13条 体育施設使用者が、故意又は過失により、施設の設備等を汚損し、又は紛失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

（体育施設の開放）

第14条 本学以外の者の体育施設の使用については、「鹿屋体育大学施設一時使用細則」の定めるところにより、体育施設を開放し、使用させることができる。

（細則）

第15条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年11月20日から施行する。
- 2 第4条に定める体育施設委員会は、当分の間学生委員会をもって代えるものとする。

附 則（昭61. 3. 19規則第11号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭 6 2 . 9 . 1 規則第 1 2 号）

この規則は、昭和 6 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平元 . 7 . 1 9 規則第 2 号）

この規則は、平成元年 7 月 1 9 日から施行する。

附 則（平 5 . 6 . 2 4 規則第 1 0 号）

この規則は、平成 5 年 6 月 2 4 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 1 1 . 3 . 1 0 規則第 4 号）

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 1 3 . 3 . 2 9 規則第 1 1 号）

この規則は、平成 1 3 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則（平 1 5 . 3 . 3 1 規則第 1 3 号）

- 1 この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項第 1 号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則（平 1 6 . 4 . 1 規則第 3 6 号）

- 1 この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に定める体育施設委員会は、当分の間財務・施設環境委員会をもって代えるものとする。

附 則（平 2 4 . 6 . 4 規則第 9 号）

この規則は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 8 . 6 . 7 規則第 2 0 号）

- 1 この規則は、平成 2 8 年 6 月 7 日から施行する。
- 2 第 4 条に定める体育施設委員会は、当分の間学生委員会をもって代えるものとする。

附 則（平 2 8 . 1 1 . 1 5 規則第 3 3 号）

この規則は、平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

附 則（平 3 1 . 4 . 1 9 規則第 2 6 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令 4 . 1 2 . 2 3 規則第 5 9 号）

この規則は、令和 4 年 1 2 月 2 3 日から施行する。

別 表

区 分	体 育 施 設	
屋内体育施設	総合体育館	主 体 育 室 ト レ ー ニ ン グ 室 ダ ン ス 練 習 室 体 操 練 習 室
	球 技 体 育 館	バドミントン練習室 バレーボール練習室 卓 球 練 習 室
	武 道 館	柔 道 場 剣 道 場 相 撲 場 一 階 多 目 的 道 場 二 階 多 目 的 道 場
	弓 道 場	
	屋内実験プール	50mプール 流 水 プール
	ト レ ー ニ ン グ 場	
	屋外体育施設	陸 上 競 技 場
特別テニスコート（1面）		スタンド付テニスコート（1面）
テニスコート（14面）		ウレタンコート（8面） クレイコート（2面） 人 工 芝 コート（4面）
野 球 場		
サ ッ カ ー 場		
ラ グ ビ ー 場		
ホ ッ ケ ー 場		
ビーチバレーコート		
屋外体操練習場		
ゴルフ練習場		
多目的グラウンド		

体育施設使用願

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

団体名
代表者名
課程
学年
学籍番号
氏名

下記のとおり体育施設を使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

使用体育施設	
使用期間	自 令和 年 月 日 () 時 分 至 令和 年 月 日 () 時 分
使用人員	
使用目的	
使用責任者	
顧問教員又は 指導教員	氏名 (自署)

(備考) 体育施設を使用しようとするときは、本使用願を使用予定日の7日前までに、学生課に提出し、許可を受けること。

体 育 施 設 使 用 予 定 表

団 体 名

顧 問 教 員 名 (自署)

使用予定月 令和 年 月

学 生 代 表 者 名

日	施 設 名	(使用時間) 時 分 から 時 分	日	施 設 名	(使用時間) 時 分 から 時 分
1			17		
2			18		
3			19		
4			20		
5			21		
6			22		
7			23		
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16			使 用 時 間 時 間 分		

(備考) 本予定表を、使用予定月の前月20日までに、翌1か月分をその都度、学生課に提出すること。